は被現物分配法人に移転する外貨建資産等につき同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該終了の時又は当該適格分割等の直前の時」に、「同条に」を「同条第一項に」に改め、同項第二号中「第八項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項第三号中「又は法第八十一条の十第一項（連結法人間取引の損益の調整）」を削り、「法第六十一条の十三第二項若しくは第四項又は第八十一条の十第二項若しくは第四項」を「同条第二項から第四項まで又は法第八十一条の三第一項（法第六十一条の十三第二項から第四項までに係る部分に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」に、「政令で定める場合又は同条第四項に規定する政令で定める場合」を「政令で定める事由が生じたこと又は同条第三項若しくは第四項に規定する場合」に改め、同項第四号中「第六項第五号」を「第七項第五号」に改め、「行つた場合」の下に「又は当該内国法人の残余財産が確定した場合」を、「当該合併の日の前日」の下に「又は当該残余財産の確定の日」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項第二号中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、「これらの法律」を「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に、「第七項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項第三号中「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に改め、同項第四号中「民事再生法の規定による」を削り、「第七項第二号」を「第八項第二号」に改め、同項第五号中「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に、「又は現物出資法人（第十四項及び第十五項」を「、現物出資法人又は現物分配法人（第十六項及び第十七項」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　譲渡損益調整資産の譲渡で法第六十一条の十三第一項の規定の適用があるもの

第百二十三条の八第三項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項第四号中「法第六十二条の七第一項に規定する特定適格合併等（以下この条において「特定適格合併等」という。）を「特定適格組織再編成等」に改め、同項第五号中「特定資本関係発生日」を「支配関係発生日」に、「特定適格合併等事業年度」を「特定組織再編成事業年度」に改め、同項に次の一号を加える。

六　適格合併に該当しない合併により移転を受けた資産で法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産（以下この条において「譲渡損益調整資産」という。）以外のもの

第百二十三条の八第二項を同条第三項とし、同条第一項中「特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」を削り、「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十二条の七第一項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一　法第六十二条の七第一項に規定する内国法人と同項に規定する支配関係法人との間に同項に規定する特定組織再編成事業年度開始の日の五年前の日（次号において「五年前の日」という。）から継続して支配関係がある場合

二　法第六十二条の七第一項に規定する内国法人又は同項に規定する支配関係法人が五年前の日後に設立された法人である場合（次に掲げる場合を除く。）であつて当該内国法人と当該支配関係法人との間に当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のいずれか遅い日から継続して支配関係があるとき。

イ　法第六十二条の七第一項に規定する特定適格組織再編成等（以下この条において「特定適格組織再編成等」という。）の日以前（当該特定適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日前。ロにおいて同じ。）に、当該内国法人との間に支配関係がある他の法人を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人とする適格組織再編成等（適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で法第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。ロにおいて同じ。）で、当該支配関係法人を設立するもの又は当該内国法人と当該他の法人との間に最後に支配関係があることとなつた日以後に設立された当該支配関係法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人とするものが行われていた場合（同日が当該五年前の日以前である場合を除く。）

ロ　特定適格組織再編成等の日以前に、当該支配関係法人との間に支配関係がある他の法人を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人とする適格組織再編成等で、当該内国法人を設立するもの又は当該支配関係法人と当該他の法人との間に最後に支配関係があることとなつた日以後に設立された当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人とするものが行われていた場合（同日が当該五年前の日以前である場合を除く。）

第百二十三条の九第一項中「特定適格合併等（」を「特定適格組織再編成等（」に、「「特定適格合併等」」を「「特定適格組織再編成等」」に、「又は被現物出資法人」を「、被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「、法第六十二条の七第一項」を「、同項」に、「特定適格合併等事業年度」を「特定組織再編成事業年度」に改め、同項第一号中「特定資本関係法人」を「支配関係事業年度」を「支配関係事業年度」に、「同条第一項に規定する特定資本関係事業年度」に、「特定資本関係法人」を「最後に支配関係があることとなつた」に改め、同項第二号中「特定資本関係法人の特定資本関係事業年度」を「支配関係法人の支配関係事業年度」に改め、「（以下この号において「簿価純資産超過額」という。）」を削り、同号イ中「特定資本関係法人」を「支配関係法人」に、「第百十二条第八項第一号」を「第百十二条第五項第一号」に改め、同号ロ中「事業年度の」を「各事業年度の」に、「で当該簿価純資産超過額に達するまでの金額とされた金額」を「の合計額」に改め、同条第二項中「特定適格合併等事業年度」を「特定組織再編成事業年度」に、「の簿価純資産超過額」を「に規定する控除した金額」に改め、同条第四項中「が特定資本関係法人と行つた特定適格合併等に係る特定適格合併等事業年度」を「と支配関係法人との間で行われた特定適格組織再編成等に係る特定組織再編成事業年度」に、「規定する特定資本関係法人」を「規定する支配関係法人」に、「「特定資本関係法人」」を「「支配関係法人」」に、「当該特定資本関係法人」を「当該支配関係法人」に、「第五十七条第五項各号」を「第五十七条第四項各号」に、「読み替える」を「「第百十二条第五項第一号（特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額の算定）」とあるのは「第百十二条第八項（特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額の算定）において準用する同条第五項第一号」と読み替える」に改め、同条第五項及び第六項中「特定適格合併等に」を「特定適格組織再編成等に」に、「特定適格合併等事業年度」を「特定組織再編成事業年度」に、「特定資本関係法人」を「支配関係法人」に改め、同条に次の四項を加える。

7　特定適格組織再編成等が事業を移転しない適格分割若しくは適格現物出資又は適格現物分配である場合には、当該特定適格組織再編成等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人である内国法人は、特定組織再編成事業年度以後の各事業年度（適用期間内の日の属する事業年度に限る。）における当該適用期間内の特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによることができる。この場合においては、第四項において準用する第一項の規定は、適用しない。

一　当該内国法人が当該特定適格組織再編成等により移転を受けた資産の当該移転の直前（適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）にあつては、その残余財産の確定の時。以下この項において同じ。）の移転時価資産価額（その移転を受けた資産の価額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が当該直前の移転簿価資産価額（その移転を受けた資産の帳簿価額の合計額をいう。以下この項において同じ。）以下である場合　又は当該移転時価資産価額が当該移転簿価資産価額を超え、かつ、その超える部分の金額が当該内国法人の法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額につき第百十三条第五項の規定により当該各号に掲げる欠損金額とされた金額（次号において「特例切捨欠損金額」という。）以下である場合　当該適用期間内の当該特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額は、ないものとする。